

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県北本市

2 構造改革特別区域の名称

幼児教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

北本市の全域

4 構造改革特別区域の特性

満二歳児は学校教育法の規定により幼稚園では受け入れることができないため、家庭での教育下に置かれておりますが、少子化による幼児数の減少（参考資料1）、核家族化の進展や家庭の教育力の低下等により、幼児の社会性を涵養することが困難になっている状況が見受けられます。こうしたなか、健全な子どもを育成していくことは、地域に与えられた重要な課題であります。

市内の私立幼稚園2園の0歳から2歳の子どもを持つ保護者を対象とした、幼稚園の受入れ年齢が満二歳からになった場合に子どもを入園させたいかをたずねた意向調査では、「入園させたい」が8.2パーセント、「検討したい」が27.9パーセントの結果でありました。両者をあわせると36.1パーセントの保護者が、満二歳児からの幼稚園教育を求めているものと考えられます（参考資料2）。

また、北本市において子どもを遊ばせる場として開催している事業の参加者の内訳をみると、二歳児の参加者が一定程度あり、幼児が他の幼児と共に活動する機会が減っていることを現しているものと考えられます（参考資料3）。

一方で、本市では、幼児教育については私立幼稚園で市民需要の全てに対応してきておりましたが、ここにきて、幼児教育の需要が少子化の影響を受け減少しつつあり、私立幼稚園では空き教室などの施設の余裕

が生じております。

5 構造改革特別区域計画の意義

生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にある幼児が、少子化が進んだこと等により他の幼児と触れ合う機会が減ってきていることは、豊かな人間性をもつ子どもを育成していくためには憂慮すべき状況であります。

そこで、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満二歳児を幼稚園で受け入れ、4年間の幼児教育を実施することにより幼児教育の充実を図り、幼児の社会性が涵養されることを期待するものです。さらに、幼稚園の経営者がその園の特色を発揮することにより、より良い幼児教育が展開されることも期待するものです。また、時間に余裕の生まれた幼児の保護者の社会参画が進むことにより、地域の活性化も期待するものです。

6 構造改革特別区域計画の目標

学校教育法第80条の規定にかかわらず、満二歳児を幼稚園で受け入れることにより、幼児の教育環境を向上させ、幼児の社会性が涵養されることを目指すものです。また、満二歳児から幼稚園教育を行うことによる早期幼児教育の効果を表すことにより、この規制の特例を全国展開する足がかりとするものです。

市の組織につきましても、平成15年4月から教育部学校教育課に幼児教育特区に関する事務分掌を位置づけるとともに、担当職員を1名増員し、この特例を推進する体制を充実したところです。この体制の下、幼稚園や保護者と市が連携をとりながら、地域の実態や保護者のニーズに対応した早期幼児教育の普及・充実を図っていくものです。また、満二歳児を受入れる幼稚園に対して、市として一定程度の財政的な支援を行っていきます。預かり保育についても、午後5時ないし6時間で実施する方向で、満二歳児を受入れる幼稚園と調整していきます。

併せて、現在、子育て支援策として取り組んでいる、駅前保育ステーション事業（駅で保育園児を預かり、保育所へ送迎する事業）やファミ

リーサポートセンター事業を推進することにより、市民への子育て支援メニューを充実していきます。満二歳児の幼稚園での受入れやこれらの事業を推進することにより、保育所の待機児の解消や保護者の子育ての負担軽減を図っていくものです。

最終的には、幼稚園と保育所が相互の境界を低め、柔軟な施設運営による幼保の一元化を図ることで、幼児の教育環境を向上させ、幼児の社会性を涵養していくことを目指すものです。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

家庭の教育力が低下しているなか、満二歳児に対し家庭に代わり幼稚園で一定の教育を行うことは、幼児が他の幼児とともに活動する機会が充実することにより、幼児の社会性が涵養されるなど、健全な子どもの育成が期待できるものです。幼稚園に入園する満二歳児の見込みにつきましては、30人～50人程度と推計しております(参考資料4)。また、時間に余裕の生まれた幼児の保護者の社会参画が進むことにより、地域の活性化も期待するものです。

8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・満二歳児を受入れる幼稚園に対する市からの財政支援。
- ・ファミリーサポートセンター事業(育児の援助を行いたい市民と、援助を受けたい市民が会員登録し、育児の援助を仲介する事業)。
- ・駅前保育ステーション事業(駅で保育園児を預かり、保育所へ送迎する事業)。

別紙

1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

幼児が満二歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、特区内の幼稚園に入園することができます。

満二歳児の入園の受け付けを平成15年11月から行い、幼稚園での受入れの開始については平成16年4月からとします。また、幼稚園の空き教室など既存の施設を有効活用し、受け入れ体制を整えていくものとしてします。

5 当該規制の特例措置の内容

満二歳児は学校教育法の規定により幼稚園では受け入れることができないため、保護者の下に置かれておりますが、本市では少子化等による幼児数の減少や都市化の進展等により、幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少してきております。そのために、幼児の社会性を涵養することが困難になっている状況が見受けられます。

また、幼稚園関係者との情報交換の場においても、幼児が他の幼児と触れ合う機会が減少していることや家庭の教育力の低下等により、幼稚園に入園してくる幼児の社会性が低下しつつあることを懸念する意見がありました。

そこで、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満二歳児を幼稚園で受け入れ、幼児が他の幼児とともに活動する機会が充実することによ

り、幼児の心身の発達を助長しようとするものです。

幼稚園での満二歳児の受け入れについては、幼稚園側で受け入れの意向がある場合は全て認めるものとします。また、満二歳児の指導方法につきましては、幼稚園と市教育委員会で連携しながらカリキュラムの研究に取り組んでいきますが、各々の幼稚園が独自性を発揮することにより、より良い教育が展開されていくことを期待するものです。預かり保育(時間外保育)につきましても、各々の幼稚園の判断で実施していくものとします。

市側の組織につきましても、平成15年4月から教育部学校教育課に幼児教育特区に関する事務分掌を位置づけるとともに、担当職員を1名増員し、体制を充実したところです。